

建設課建築グループより 各種補助金に関するお知らせ

町では、町民の皆さんや町外から移住される方が、三春町に長く住み続けられるように、住居に関するさまざまな補助金や奨励金の交付を行っていますので、どうぞご活用ください。
ただし補助金や奨励金は町の予算の範囲内で交付します。

空き家改修等及び空き家除却事業補助金

◆ 対象者

- (1) 町内外にお住まいの方で、町内の空き家を改修し、町に定住、移住する方。
- (2) 町内外にお住まいの方で、町内の空き家を除却し、新たに新築して町に定住、移住する方。

◆ 対象となる工事等および補助金の額

- (1) 空き家を改修する工事 対象費用の2分の1の額以内（上限は150万円）
- (2) 空き家の改修に併せて実施するハウスクリーニング等 対象費用の合計金額以内（上限は40万円）
- (3) 空き家を除却する工事（除却後の住宅建築が条件となります。）
町の補助単価（14,000円/㎡）に空き家の床面積を乗じて得た額以内
ただし、実際の費用が補助単価を下回る場合はその額（上限は250万円）

◆ 主な要件

- (1) 町内の事業者が改修工事または除却工事を行うものであること。
- (2) 事業完了後、5年以上交付対象住宅に居住すること。（住民票の提出を求めます）
- (3) 市町村民税等の滞納がないこと。
- (4) 平成31年3月末までに事業が完了するものであること。

◆ 申込期限

平成30年9月28日（金）

◆ 申請方法

建設課建築グループ備え付けの「三春町空き家改修等及び空き家除却事業実施計画書」に必要書類を添付して申請してください（町ホームページからもダウンロードできます）。郵送での受付は行いません。

三春町賃貸住宅建設促進事業奨励金

◆ 対象者

町内の土地を活用し、賃貸住宅を建設する方。

◆ 奨励金の額

◇ 間取に応じた奨励金

- (1) 1戸当たり居間が1部屋（1Kなど）の間取りの場合、20万円/戸 × 戸数
- (2) 1戸当たり居間が2部屋（1LDKなど）の間取りの場合、20万円/戸 × 戸数
- (3) 1戸当たり居間が3部屋以上（2LDKなど）の間取り場合、30万円/戸 × 戸数

◇ 固定資産税相当額の奨励金

上記の補助を受けた賃貸住宅に対する固定資産税相当額を最初の課税年度から10年間、奨励金として交付します。

◆ 主な要件

- (1) 市町村民税等の滞納がないこと。
- (2) 平成31年2月末までに事業が完了するものであること。

◆ 申込期限

平成30年9月28日（金）

◆ 申請方法

建設課建築グループ備え付けの「三春町賃貸住宅建設促進事業実施計画書」に必要書類を添付して申請してください（町ホームページからもダウンロードできます）。郵送での受付は行いません。